

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出事案

・・・ 2

公 示

18C6号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年4月19日

関東運輸局長 河田 守弘

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	18C6
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	千葉交通 株式会社
対象となる路線	事案番号 18C6-1 千葉県成田市字矢ノ尻213番地先 千葉県成田市小菅700番地先 0.3キロ 事案番号 18C6-2 千葉県成田市小菅700番地先 千葉県成田市山之作430番1地先 0.9キロ 事案番号 18C6-3 千葉県成田市山之作430番1地先 千葉県成田市吉倉124番11地先 0.3キロ 事案番号 18C6-4 千葉県成田市吉倉124番11地先 千葉県成田市吉倉127番1地先 0.3キロ 事案番号 18C6-5 千葉県成田市吉倉127番1地先 千葉県成田市寺台51番11地先 1.1キロ 計2.9km
休止の予定日	平成30年9月9日
休止を必要とする理由	本路線は、成田市内サークルバス周辺6ホテルで組織される成田ホテルバス連合会の要望を受け、平成14年4月成田空港交通株式会社との共同運行により、運行開始しました。運行当初より収支状況は思わしくなく、運行計画変更や運賃改定等を実施しましたが、利用者の減少に歯止めがかからず、厳しい状況が続いております。 このような中、先般、成田ホテルバス連合会と改善策

を協議した結果、運行ルートを大幅に見直し、効率化を図ることで合意いたしました。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

18C7号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年4月19日

関東運輸局長 河田 守弘

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	18C7
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	成田空港交通 株式会社
対象となる路線	事案番号 18C7-1 千葉県成田市土屋571番地先 千葉県成田市土屋509番地先 0.14キロ 事案番号 18C7-2 千葉県成田市土屋509番地先 千葉県成田市ウイング土屋24地先 0.98キロ 事案番号 18C7-3 千葉県成田市土屋1296番地先 千葉県成田市幸町462番地先 2.05キロ 事案番号 18C7-4 千葉県成田市幸町462番地先 千葉県成田市郷部467番地先 0.9キロ 事案番号 18C7-5 千葉県成田市美郷台3-17番地先 千葉県成田市加良部3-5番地先 2.05キロ 事案番号 18C7-6 千葉県成田市飯田町161-31番地先 千葉県成田市公津の杜4-4番地先 0.67キロ 事案番号 18C7-7 千葉県成田市公津の杜1-26-1番地先 千葉県成田市公津の杜2-40番-1地先 0.7キロ

事案番号 18C7-8

千葉県成田市飯田町136-3番地先

千葉県成田市並木町3番地先

0.5キ口

事案番号 18C7-9

千葉県成田市飯田町136-3番地先

千葉県成田市並木町56番地先

0.46キ口

事案番号 18C7-10

千葉県成田市並木町56番地先

千葉県成田市花崎町839番地先

2.1キ口

事案番号 18C7-11

千葉県成田市花崎町839番地先

千葉県成田市花崎町750-1番地先

0.1キ口

事案番号 18C7-12

千葉県成田市花崎町750-1番地先

千葉県成田市本町335-1番地先

0.8キ口

事案番号 18C7-13

千葉県成田市本町335-1番地先

千葉県成田市東町601-4番地先

0.2キ口

事案番号 18C7-14

千葉県成田市東町601-4番地先

千葉県成田市花崎町787-7番地先

0.5キ口

	事案番号 １８Ｃ７－１５ 千葉県成田市寺台５１－１１地先 千葉県成田市吉倉１２７－１地先 １．１キロ 事案番号 １８Ｃ７－１６ 千葉県成田市吉倉１２７－１地先 千葉県成田市吉倉１２４－１１地先 ０．３キロ 事案番号 １８Ｃ７－１７ 千葉県成田市吉倉１２４－１１地先 千葉県成田市山之作４３０－１地先 ０．３キロ 事案番号 １８Ｃ７－１８ 千葉県成田市山之作４３０－１地先 千葉県成田市小菅７００番地先 ０．９キロ 事案番号 １８Ｃ７－１９ 千葉県成田市小菅７００番地先 千葉県成田市小菅４９３－１番地先 ０．３キロ 計１５．０５ｋｍ
休止の予定日	平成３０年９月９日
休止を必要とする理由	本路線は平成１４年４月より、千葉交通株式会社との共同により、成田空港周辺ホテルとイオンモール、成田駅、公津の杜付近の回遊性を高めるべく運行しておりますが、系統距離が長く運行便数に限りがあること、市街地を中心に渋滞が恒常化しており、定時性に難があること、等により利用減が続いており、赤字が拡大している状況にあります。 こうしたことから、比較的需要が堅調な成田空港周辺ホテルとイオンモールを結ぶ路線を計画し、一定の便数を確保することで、収支改善を図ることといたしましたが、新路線による系統の新設に伴い、現在の路線を休止する必要があるため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。